

※第1部～第3部（R2.3/6策定部会同一内容）

※第4部（R2.4/7策定部会新規追加内容）

第5次亀岡市総合計画 -基本構想-（素案）

令和2年4月
亀岡市

亀岡市民憲章

平成17年11月3日制定

京都から西へ、老ノ坂を越えれば朝霧の晴れ間に亀岡盆地が広がる。豊潤な水脈は、田園や里山に多彩な実りをもたらし、舟運を支えてきた保津川は、いまでも溪流の舟下りで賑わっている。

古来、人びとは自然との調和やお互いの絆、家族のぬくもりを大切にしながら暮らしてきた。そこには石門心学が生まれ、円山応挙の芸術が育まれた。城下町のたたずまいを色濃くとどめ、華麗な山鉾が巡り、地域に根ざした芸能が息づいている。

そんな亀岡に生きるわたくしたち市民は、こうした平安の営みを未来につなぐことを願って、市民憲章を掲げます。

- 水と緑の恵みを大切にし、豊かな環境を次代に引き継ぐまちをつくります
- いのちを尊重し、共に輝き、心の通いあう家族とまちをつくります
- 健やかな心とからだを育て、安らぎのあるまちをつくります
- 互いにまなび、高めた力を活かす生涯学習のまちをつくります
- 歴史と伝統を生かし、先人の知恵が香る文化のまちをつくります
- 世界にはばたく、豊かな感性と英知を育むまちをつくります
- 一人ひとりが主役となって、共に生き、ともに支え、平和と人権の根づくまちをつくり
ます

(市長挨拶)

目次

第1部	はじめに	1
第1章	第5次総合計画について	1
	1. 計画の目的	
	2. 計画の性格	
	3. 計画の構成と期間	
	4. 基本計画の進行管理	
第2章	亀岡市を取り巻く社会経済の潮流	3
	1. 少子化・高齢化と人口減少	
	2. 地域に波及する人・モノ・情報の国際化	
	3. 情報通信技術の進化と普及	
	4. 常態化する自然災害リスク	
	5. 地球環境問題の深刻化	
	6. 産業を巡る環境変化	
第3章	亀岡市のまちづくりの今	7
第4章	亀岡市の人口の見通し	9
	1. 10年後の定住人口	
	2. 活力・にぎわいを生み出す交流人口・関係人口	
第2部	まちづくりの展望	11
第1章	目指す都市像	11
第2章	土地利用の基本方針	12
	1. エリア別土地利用の基本方針	
	2. 都市構造の基本方針	
	3. ゾーン別地域振興の方向	
第3部	重点テーマ	18
	1. 子育てしたい、住み続けたいと思えるまちへ	
	2. スポーツ、歴史・文化、観光の魅力で産業が活性化するまちへ	
	3. 環境先進都市の実現で世界に誇れるまちへ	
	4. セーフコミュニティ、多文化共生によりだれもが安心して暮らせるまちへ	
第4部	施策の基本方針〔施策の大綱〕	19
第1	○○○○○○○○○○まちづくり	
第2	○○○○○○○○○○まちづくり	
第3	○○○○○○○○○○まちづくり	
第4	○○○○○○○○○○まちづくり	
第5	○○○○○○○○○○まちづくり	
第6	○○○○○○○○○○まちづくり	
第7	○○○○○○○○○○まちづくり	
第8	○○○○○○○○○○まちづくり	

第1部 はじめに

第1章 第5次総合計画について

【 視 点 】

- 人口構造の変化
- ICT技術の発展・普及
- 東京一極集中による地方創生の取組
- 持続可能な社会実現のため、市民等が共有できる中長期ビジョン、行政運営の指針として策定

1. 計画の目的

私たちは、今、少子化・高齢化の急速な進展とともに、本格的な人口減少社会を迎えています。その中で、ICT技術の発達と普及により産業、文化、教育、福祉医療など、あらゆる分野に大きな変化がもたらされるとともに、人々の価値観やライフスタイルの多様化・複雑化が加速しています。

また、東京一極集中の陰で、地方における若年層の流出、経済活力の低下などが深刻化し、全国各地において、定住人口・交流人口の拡大や企業誘致など、地域の特性を活かした地方創生を目指す取組が進められています。

こうした変化は本市においても例外とは言えず、市の人口も平成29年7月には9万人を割り込み、平成31年1月現在の高齢化率は29%と第4次総合計画スタート時の20%を大きく上回っています。

本市が将来に向けて、豊かな自然環境を守りつつ、子どもから高齢者まで全ての市民が幸せを実感しながら暮らし、その中で、生き活きとした経済活動が営まれる持続可能な社会を実現していくためには、行政のみならず市民や事業者などあらゆる主体が、時代の潮流を的確に捉えながら、それに適応したまちのビジョンを共有し、市が一丸となってその実現に向け取組んでいくことが求められます。そのため、本市の将来のあるべき姿を展望し、市民や事業者などあらゆる主体が共有できる中長期的なビジョンを示すとともに、総合的かつ計画的な行政運営の指針として、第5次亀岡市総合計画を策定します。

2. 計画の性格

本計画は、本市が目指す都市像を示すとともに、その実現のための基本指針としての役割を担うものであり、次のような性格を有しています。

- ◆市民の参画と協働による計画
- ◆市民の視点に立った、わかりやすい計画
- ◆市民ニーズを踏まえた重点課題を戦略的に取組む計画

3. 計画の構成と期間

(1) 計画の構成

第5次亀岡市総合計画は、「基本構想」と「基本計画」の2層構造で構成します。

基本構想	目標年次に向け、本市が目指す都市像や都市のすがた、施策の基本方針（施策の大綱）を示しており、基本構想の計画期間におけるまちづくりの指針となるものです。
基本計画	「基本構想」に掲げる将来都市像を実現するために、施策の基本方針（施策の大綱）に基づき取り組むべき施策を体系的・総合的に示した計画です。計画は、社会経済環境の変化に柔軟に対応できるように必要に応じ見直すこととしています。

(2) 計画の期間

「基本構想」「基本計画」は、いずれも令和3（2021）年度を初年度とし、令和12（2030）年度を目標とします。なお、「基本計画」については、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。

年度	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	2027 (令和9)	2028 (令和10)	2029 (令和11)	2030 (令和12)
基本構想	← 10年間 →									
基本計画	← 10年間（必要に応じて見直し） →									

4. 基本計画の進行管理

※進行管理部会にて協議

【毎年度の検証】

数値目標（「目指す目標」）を市民と共有するとともに、毎年度、施策の進行管理・行政評価を実施することで、進捗状況と成果を中心に把握・検証し、結果の公表等を通じて、市民と情報共有を行います。

【中間検証】

施策の達成状況の中間検証を行い、検証の結果、あるいは社会経済情勢の変化等によって基本計画の修正が必要な場合は、柔軟な見直しを行います。

第2章 亀岡市を取り巻く社会経済の潮流

【 視 点 】

- 全国的な人口減少局面
- 3人に1人が高齢者
- 合計特殊出生率の低迷
- 人口構造の変化による影響
- 地方における人口減少の歯止め
- 本市における取組の必要性

1. 少子化・高齢化と人口減少

日本の総人口は平成 20（2008）年をピークに減少局面に入っており、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成 29 年推計）」では、令和 35（2053）年に総人口が1億人を割ることが予測されています。年齢3区分別にみると、年少人口（0～14 歳）は平成 27（2015）年の 1,589 万人から令和 38（2056）年には 1,000 万人を割り込む一方、老年人口（65 歳以上）は平成 27（2015）年の 3,347 万人から令和 24（2042）年の 3,935 万人まで増加する見込みです。その後老年人口は減少するものの、総人口に占める割合は 30%台後半で推移し、3人に1人以上が高齢者となり、特に 75 歳以上の後期高齢者が増加します。

こうした傾向に歯止めをかけるためには、出生数の増加を図る必要があります。一人の女性が生涯に産む子どもの平均人数である合計特殊出生率は、最も落ち込んだ平成 17（2005）年の 1.26 から、平成 27（2015）年の 1.45 まで上昇傾向が続いていたものの、平成 30（2018）年には 1.42 と再度低下し、出生数は 91.8 万人と過去最低を記録しています。

年少人口、生産年齢人口（15～64 歳）の減少や高齢化の進行により人口構造が変化していくことで、医療や介護サービスの需要が増加し、社会保障費の現役世代の負担増加や、経済規模の縮小など社会経済に大きな影響を及ぼすものと考えられます。

また、地域の担い手不足や空き家等が増加すると考えられ、防災・防犯や衛生、景観等の幅広い分野への影響が懸念されます。

こうした状況を踏まえ、子育て世代の経済的負担の軽減を図るため教育・保育の無償化といった取組が進められています。また、東京をはじめとした都市部への人口集中を要因とした地方の人口減少に歯止めをかけるため、全国の自治体で移住・定住の促進やしごとの創出、交流人口の増加に向けて、地域資源を活用しながらまちの魅力を向上し、広く発信する地方創生の取組が進められています。

本市においても全国的な傾向と同様、少子化・高齢化、人口減少が進行している中で、子育て支援や、希望する誰もが結婚し安心して子どもを産み育てることができる環境づくりが重要となっています。また、若者の雇用の場の創出や、意欲と能力のある高齢者や女性が活躍できる場の拡大などにより、地域社会の担い手を増やし、年齢や性別に関係なく、全世代で支え合える社会をつくる必要があります。

【 視 点 】

- 資本や労働力の国境を越えた移動が活発化（グローバル化の進展）
- 多文化共生の必要性
- インバウンド観光の増加
- 本市における取組の必要性

2. 地域に波及する人・モノ・情報の国際化

国際的な貿易・投資の拡大を背景に、あらゆる経済分野において、資本や労働力の国境を越えた移動が活発になっており、平成30（2018）年12月には知的財産、金融サービス、電子商取引など幅広い分野における経済協定“TPP11”（環太平洋パートナーシップ）が発効され、さらなるグローバル化の進展が予想されます。

こうした経済のグローバル化や人口減少による労働力確保の必要性を背景に、就労を目的として来日する外国人が増加しつつあります。今後もさらなる外国人就労者の増加が見込まれますが、文化や生活様式の違いから、様々な問題が発生することが懸念されており、互いに理解を深めることで、多文化が共生できる社会づくりが求められています。

市民生活においてもインターネットやSNSを介し、人・モノ・情報等が、国境を越え活発に交流しています。また、令和元（2019）年ラグビーワールドカップ、令和2（2020）年東京オリンピック・パラリンピック、令和7（2025）年大阪・関西万博など、国際的なイベントを契機としながら、さらなる訪日外国人の増加、増加に伴う国内消費の拡大などが見込まれています。近年、外国人旅行者のニーズが変化しつつあり、地域の文化や生活を体験する「滞在交流型観光」など、地方でもインバウンド観光の受け皿としての可能性が広がっています。

本市においても、保津川下り、湯の花温泉、トロッコ列車の「三大観光」を中心として外国人旅行者が増加しているとともに、今後、市内で働き、暮らす外国人市民の増加が見込まれることから、外国人が過ごしやすい環境づくりや地域における理解や受入体制の構築、交流機会の充実など、多方面における多文化共生の推進が必要です。

【 視 点 】

■ICT（情報通信技術）の発達、普及、多様化 ■社会課題の解決に期待

■本市における取組の必要性

3. 情報通信技術の進化と普及

近年のICT（情報通信技術）の発達やスマートフォンなどの情報通信機器の普及・多様化により、人々の生活や文化、社会経済の仕組みは大きく変化しています。特にIoT（Internet of Things：モノのインターネット）により、様々な人・モノ・組織がネットワークにつながることで、ビッグデータの活用やAIによる業務処理の効率化や最適な予測によるアドバイスの提供等、新たな価値が生み出され、生活や仕事の面での変化をもたらすことが見込まれます。

こうしたIoTをさらに普及、推進するべく、「高速・大容量化」「端末接続数の増加」「低遅延・超高信頼性」などを可能とする5G（第5世代移動通信システム）の整備が進められており、デジタル化をさらに推し進め、これまで以上に便利で効率的な超スマート社会（Society5.0）の実現に向けた取組が推進されています。

今後の少子化・高齢化・人口減少社会における人材不足への対応など、ICTは様々な社会課題の解決に貢献することが期待されており、先端技術を使いこなす人材の育成、イノベーション創出や生産性向上に向けた企業支援、安全・安心に技術を活用できる環境の整備が重要になります。

本市においても京都先端科学大学や企業との連携による新たなテクノロジーを活用したまちづくりや、新たな時代に必要となる人材育成を進めることが必要です。

【 視 点 】

■自然災害の頻発 ■減災

■自助・共助の重要性 ■本市における取組の必要性

4. 常態化する自然災害リスク

平成23（2011）年3月の東日本大震災をはじめ、平成28（2016）年4月の熊本地震、平成30（2018）年6月の大阪府北部地震などの発生や台風や豪雨などによる河川の氾濫・決壊、土砂災害など、全国各地で大きな自然災害が頻発しています。

特に平成30（2018）年の西日本豪雨や台風21号などでは、本市においても被害が発生しました。全国的に浸水想定区域や土砂災害警戒区域など、事前に危険性が指摘された場所で多くの被害が発生していることから、ハザードマップや警報等、実際に避難行動につながる災害情報の伝達方法について、より踏み込んだ対応が求められています。

今後、南海トラフの巨大地震や首都直下型地震など、大規模地震の発生のおそれがあるとともに、近年多発する局地的な豪雨など、いつ、どこで発生するかわからない災害に対する備えを十分に進める必要があります。また、大規模な災害時には同時多発的被災が想定されることや、市役所自体が被災することにより、行政機能が低下する場合も想定されることから、家庭や地域における自助・共助の取組の重要性が高まっています。

本市においても、さらなる安全度を高めるため、河川改修等や多様な主体との災害時における協力協定の締結を進めるとともに、各地域において自主防災組織や消防団など、災害に備えた組織づくりが進められており、引き続き、ハード・ソフト、両面からの危機管理を進めることと併せ、市民と行政が事前防災・減災への意識共有を図ることが重要です。

【 視 点 】

- 地球環境への負荷が増大
- SDG s に向けた動き
- 本市における取組の必要性

5. 地球環境問題の深刻化

地球規模での人口増加や経済規模の拡大の中で、人間の活動に伴う地球環境への負荷が増大し、地球温暖化や生物多様性の喪失、プラスチックごみによる海洋汚染などの地球規模の環境問題をもたらしています。このような環境の危機を踏まえ、平成 27（2015）年には、SDG s（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）を掲げる「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」や「パリ協定」の採択などの国際的合意がなされ、世界が持続可能な社会に向けて動き出しています。

第5次環境基本計画（平成 30（2018）年）では、健全で恵み豊かな環境を継承していくため、経済社会システムの中に環境への配慮が織り込まれ、環境的側面だけでなく経済・社会の側面についても健全で持続的である必要があるとされています。経済社会システム、ライフスタイル、技術といったあらゆる観点からのイノベーションの創出と経済・社会的課題との同時解決を実現することで、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくことが求められています。

本市においても、平成 24（2012）年に内陸部の自治体で初めて「海ごみサミット」を開催し、保津川から海ごみを無くす取組を発信してきました。特に使い捨てプラスチックごみの問題は、保津川をはじめとする自然景観や市民の生活環境、観光に大きな影響を与えるだけでなく、市の魚であるアユモドキに代表される川の生態系にも影響を及ぼすとともに、川の水が海に流れることで海洋汚染にもつながります。

本市では、市民とともに自然環境の保全と地域経済の活性化に一体的に取り組む「世界に誇れる環境先進都市」を実現するため、平成 30（2018）年 12 月に「かめおかプラスチックごみゼロ宣言」を行い、全国に先駆けた取組を推進しています。

【 視 点 】

- 国内市場の縮小
- 海外への期待
- 先端技術の活用
- 本市における取組の必要性

6. 産業を巡る環境変化

人口減少に伴い国内市場が縮小する中、国際的な経済連携が進み国際競争力が求められています。こうした市場環境下において、海外の活力（人的資源、市場）を取り込むことで、工業製品のみならず農業分野でも輸出拡大につながることを期待されています。

また、AI や ICT による省力化や高品質生産等を可能にするスマート農業、工場へのロボット技術（RPA）導入など、先端技術の活用が進んでいます。

本市では製造業が市内総生産の 2 割以上を占め、移輸出入収支では電気機械、金属製造などで黒字となるなど、ものづくり産業が重要な役割を担っています。また、農業では肉用牛（府下 1 位）、米（同 2 位）、野菜（同 4 位）と府下有数の生産量を誇るとともに、京野菜の一大産地となっています。

こうした産業構造を踏まえ、今後はものづくり産業や農業をベースとしながら、先端技術を積極的に取り入れるとともに、環境に配慮した企業の誘致や観光資源との連携など本市の特性を活かし、新たな価値を創造することで、後継者や担い手を確保し、持続的な成長を図ることが必要です。

第3章 亀岡市のまちづくりの今

本市では、平成 23（2011）年を初年とする第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～に基づき、「水・緑・文化が織りなす 笑顔と共生のまち かめおか～セーフコミュニティの推進とにぎわいのまちづくり～」を目指す都市像として、施策を展開してきました。

【セーフコミュニティの推進】

市民の安全・安心を守る取組として、事故やけがは偶然に起こるのではなく、予防できるという理念のもと、行政と地域住民など多くの主体の協働により、全ての人たちが安心して暮らすことができるまちづくりを目指して、平成 20（2008）年に本市が全国で初めてセーフコミュニティの国際認証を取得しました。平成 30（2018）年に3度目の認証を取得するとともに、安全で健やかな学校や保育所づくりを進める国際セーフスクール認証についても2度目の認証を取得しています。本市では市民、地域、学校、行政などの多様な主体の協働による安全・安心なまちづくりの取組が着実に根付いており、継続的な取組が交通事故負傷者数の減少や街頭犯罪認知数の減少など成果として表れています。

【子育て支援・学校教育】

子育てや教育に関する取組として、妊娠期から出産、子育てに至るまで切れ目のない支援を推進するため、子育て支援拠点「BCome+」の設置や子ども医療費助成の拡充、放課後児童会の対象拡大や時間延長など、子育て家庭を支援する制度や仕組みの充実を図ってきました。

また、亀岡型自然保育の実施など、地域資源を活かした保育を展開しています。

さらに、義務教育の9年間を一体的に捉え、生活面・学習面の連続性を重視した市内初の小中一貫校、亀岡川東学園の開校や小・中学校の耐震化、小・中学校へのエアコン設置など、安心して学ぶことができる教育環境の整備を進めてきました。

【環境先進都市の実現に向けて】

環境保全に関する取組として、平成 24（2012）年の内陸部自治体での開催は初となる「海ごみサミット」を契機として、プラスチック製容器包装とペットボトルの分別収集、“プラスチックごみゼロ宣言”へとつなげるとともに、エネルギーの地産地消として地域新電力会社「亀岡ふるさとエナジー株式会社」の設立や、下水処理時に発生する消化ガスを発電に活用するなど、全国に先駆けた取組を推進し、世界に誇れる環境先進都市を目指しています。

【道路ネットワークの確保・公共交通の充実】

生活の利便性を高める取組として、平成 25(2013)年に京都縦貫自動車道の沓掛IC～大山崎JCT・IC間開通による名神高速道路との接続、平成 27(2015)年の全線開通によりアクセスが劇的に向上し、京阪神の都市間ネットワークが構築されました。また、主要地方道亀岡園部線、市道北古世西川線の開通、国道 423 号線バイパス工事の着工等、各種道路網の充実が図られました。また、地域の交通手段として「コミュニティバス」や「ふるさとバス」の運行、高齢者の移動手段の確保や外出促進等を目的とした敬老乗車券の取組など、多様な交通手段の確保を図っています。

【スタジアムを核としたまちづくり】

まちのにぎわいを創出する取組として、令和2(2020)年に府立京都スタジアムが竣工し、スポーツを通じた青少年の健全育成はもとより、地域のにぎわいを喚起し、まちづくりの拠点としての活用を進めることとしています。また、大河ドラマの放映を契機とした大河ドラマ館の設置による歴史の活用、霧のテラスの設置、霧の芸術祭の開催といった亀岡市ならではの取組も進めており、三大観光と合わせ、本市の新たな魅力を創出しています。

第4章 亀岡市の人口の見通し

1. 10年後の定住人口

※検討中

国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」）による推計では、本市の人口は2030年に約77,000人、2040年に約66,000人にまで減少し、国より高い減少率で推移することが推計されています。

人口減少の要因として、出生数より死亡数が上回る自然減、転入者数より転出者数が上回る社会減が同時に発生しており、社会減は平成12（2000）年以降継続し、自然減より影響が大きくなっています。10歳代から30歳代にかけての若年層の転出超過が多く、進学・就職に伴うものと推測されます。転出・転入先は近隣間の移動が多く、府内移動は転入超過、府外移動は転出超過となっており、府内では一定の人口吸引力があることがうかがえます。

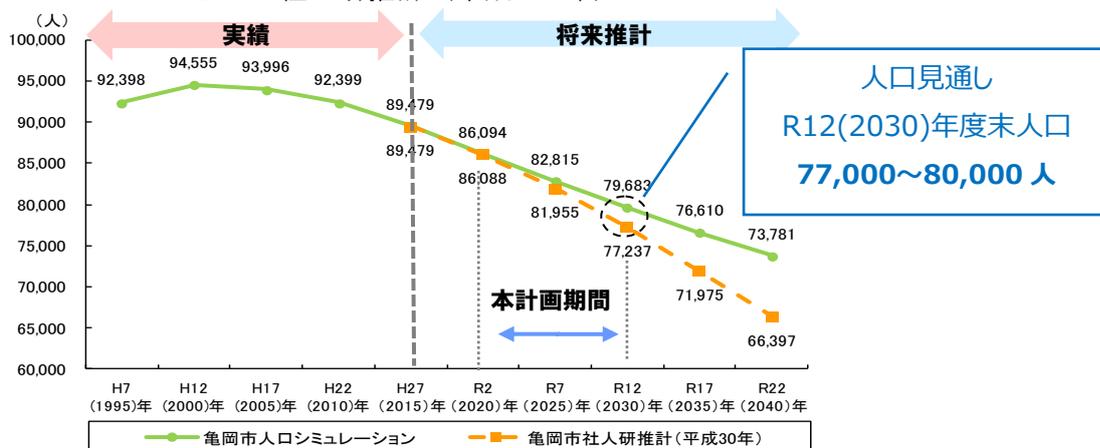
さらに、合計特殊出生率と関連が深い若年女性人口（20～39歳）の割合は国・府より低い水準で推移しています。合計特殊出生率は1.32（平成20（2008）年～平成24（2012））から改善傾向にあるものの、その水準は同時期の全国平均の数値1.38に比べて低くなっています。

加えて有配偶女性（15～49歳）1,000人当たりの出生数である有配偶者出生率も国・府を下回っているため、結婚し、子どもを持った後に転入する世帯が多いことが考えられます。

若年層を中心とした転出超過の改善、出生率向上には一定の時間がかかるため、長期的な視点で取組を進める必要があります。そのような中、国が仮定する2040年に人口置換水準（人口が増減しない均衡した状態となる合計特殊出生率の水準）である「合計特殊出生率が2.07に上昇」、また、転出超過の解消を図ることができれば、2030年には約80,000人、2040年には約74,000人規模を維持できると推計することができます。

本計画では、現状のまま人口が減少する「社人研推計」、人口減少対策を講じることで減少が緩やかとなる「人口シミュレーション」を定住人口の見通しとし、人口シミュレーションに近づけるまちづくりを進めるため、子育て支援・教育環境の充実などに取り組むとともに、地球にやさしい暮らし方の追求や住環境の向上、セーフコミュニティの推進や防災対策などによる安全・安心の確保を進め、まちの魅力を向上させ、その効果的な発信が必要となっています。

■図表1 人口シミュレーションと社人研推計（平成30年）



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」
国提供ワークシート（令和元年6月版）

亀岡市社人研推計	直近の人口動態（自然減、社会減）の傾向が将来にわたって一定続くと仮定
亀岡市人口シミュレーション	2040年に合計特殊出生率が2.07に上昇、転出超過の解消が図られた場合

2. 活力・にぎわいを生み出す交流人口・関係人口

継続的な定住人口の減少が避けられない状況の中で、本市の活力・にぎわいを将来にわたって維持・向上させるためには、定住人口の減少による経済活動への影響、地域の祭りや行事など文化的活動を支える人材の確保について考える必要があります。

定住人口のうち日中に市内で活動する市民に市外からの通勤・通学者を加えた昼夜間人口比率（昼間人口÷夜間人口）は、本市では、平成 27（2015）年で 85.5%と平成 17（2005）年以降、ほぼ同水準で推移しており、市外からの流入人口（通勤・通学者）以上に市外への流出人口が超過しており、居住主体の住宅都市としての傾向が表れています。

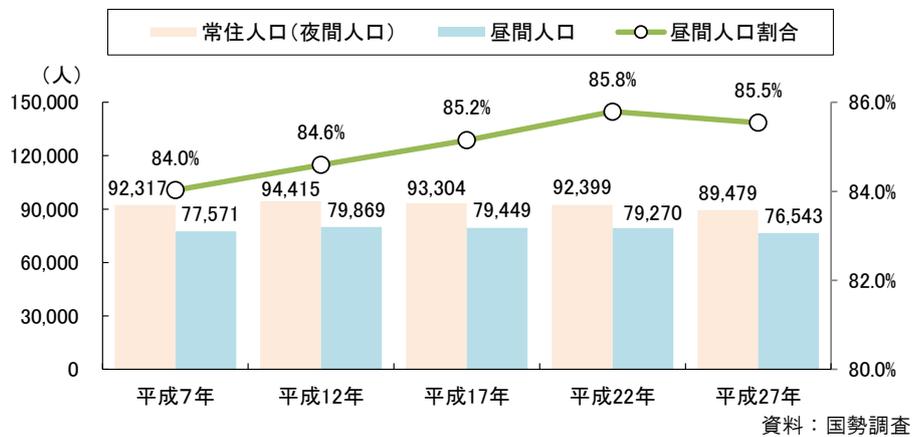
平成 27（2015）年の通勤・通学による本市への流入人口は、京都市や南丹市から一定の流入がみられます。住まいの場だけでなく、通勤・通学の場として人を呼び込むことができる機能を有しており、さらなる流入増加を図るためには、こうした多様な魅力の創造・発信が必要です。

また、本市の観光入込客数は平成 30（2018）年で約 292 万人となっており、その多くを占める三大観光（湯の花温泉、保津川下り、トロッコ列車）を目的とした来訪者も増加傾向にあります。平成 26（2014）年から平成 30（2018）年の観光入込客数の増減率は 121.3%と府全体（101.6%）と比べ高く、スタジアム建設や NHK 大河ドラマを契機としたスポーツ、歴史・文化の魅力が向上し、既存の観光資源との相乗効果により、さらなる来訪者の増加につながることが予測されます。

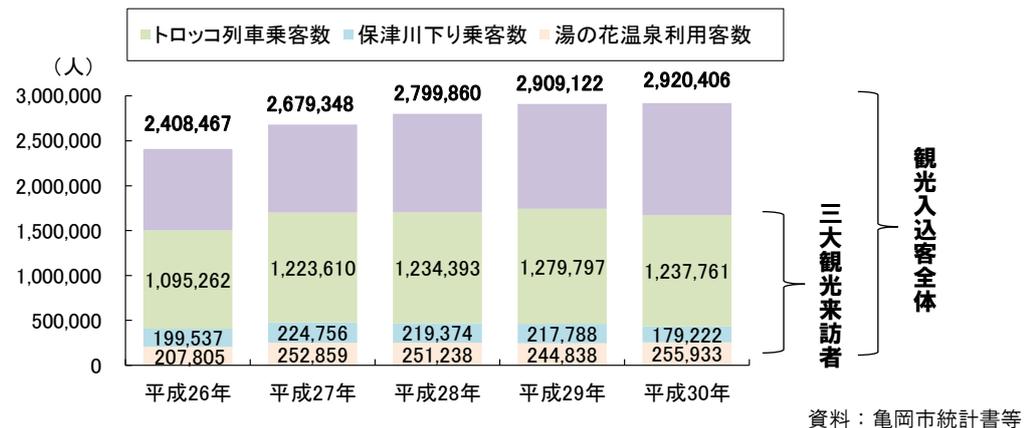
今後、新たな雇用の場の確保などによる昼間人口の増加を視野に入れながら、多様な観光資源の連携・活用により交流人口の増加に向けて取り組んでいくことで、定住人口が減少したとしても、経済的な面でも地域文化の面でも活力・にぎわいを維持・向上させることが期待できます。

さらに、関係人口（ふるさと納税者等）についても、各種施策の実施により積極的に増加を図ることで、将来的な定住人口の減少抑制、昼間人口、交流人口の増加につなげる必要があります。

■ 図表 2 昼夜間人口比率等の推移



■ 図表 3 観光入込客数と三大観光来訪者数の推移



第2章 土地利用の基本方針

1. エリア別土地利用の基本方針

(1) 土地利用の方向

本市が目指す都市像「○○○○○○○○○○○○○○○○○○かめおか」の実現に向け、土地が現在及び将来における市民のための限られた資源であることを踏まえ、土地利用の方向を定めます。

本市は、周囲を山々に囲まれ、そこから流れ出ずる大小の河川に沿った形で集落が形成され、生産性の高い豊かな農地が広がっています。

こうした本市の地理的特性を活かし、市域を次の4つのエリアに区分し、計画的な土地利用を進めることとします。

- ① 「緑のエリア」…亀岡盆地の周辺に広がる森林地域
- ② 「街のエリア」…鉄道ターミナル周辺や幹線道路沿線の住居・商業・業務等の都市機能が集積する市街地の地域
- ③ 「実りのエリア」…森林地域と市街地の間に広がる農地や既存集落の地域
- ④ 「潤いのエリア」…桂川及びその周辺地域

(2) 各エリアの考え方

① 緑のエリア

地球環境や防災面において大きな役割を果たす森林の保全を基本としつつ、市民や来訪者が自然の大切さの学習や、自然にふれあうレクリエーションの場等としての多面的な活用を図ります。

② 街のエリア

当該エリアについては、主に市街地を形成する地域として、土地の利用用途によって次のとおり区分することとします。

■地域の歴史・文化・自然をいかした景観づくりの視点を追加

ア. 快適な住宅地域

ゆとりある公共空間の確保と、適正な都市機能の配置・誘導や地域の歴史・文化・自然を活かした景観づくりによる質の高い住宅地域の形成を図ります。また、耐震性建築物の誘導による安全で安心できる快適で暮らしやすいまちづくりを進めます。

イ. 活力ある工業地域

既存工業地域における事業者との連携・協調により、活力ある産業活動の発展を誘導・支援するとともに、環境に配慮した取組を進めます。

ウ. にぎわいのある商業地域

JR4 駅周辺を中心的商業・業務地域と位置付け、多様化する消費行動に応え、購買行

動の利便性と地域経済の振興を図るため、個性ある既存商店街の振興と併せ、大規模商業施設の適正な立地誘導を図ります。

また、都市機能の集約拠点化を図り都市の中心性を高めていくとともに、ターミナルとしての利便性の向上と地域資源を活かした魅力的なまちづくりにより市民と来訪者の交流を促し、にぎわいの創出を図ります。

■コンパクトなまちづくりの
視点を追加

③ 実りのエリア

広大な農地と京阪神消費圏に隣接した立地を活かし、都市近郊農業を展開するため、優良な農地の保全と整備を進めるとともに、「既存集落まちづくり区域指定制度」などを活用した移住定住条件の整備や農業体験・都市農村交流を通じて地域の活性化を推進します。また、京都縦貫自動車道IC周辺において、「地区計画制度」などを活用しものづくり産業や流通機能の集積を目指します。

■IC周辺の産業機能の誘導・集積の視点

■各地域の特性を活かした魅力ある地域づくりの視点

④ 潤いのエリア

治水安全度の向上のため、河川改修を促進するとともに、河川の美化、市の魚アユモドキをはじめとする多様な生態系の保全、また、海洋プラスチック汚染など多様な視点で取組を進め、環境保全に努めます。

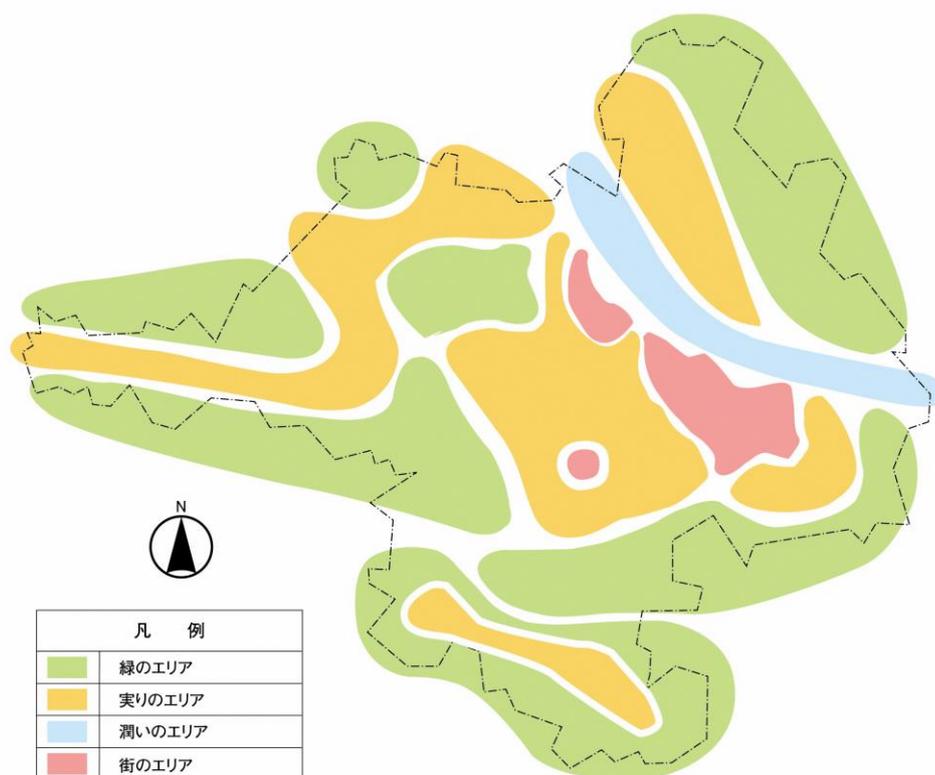
併せて、貴重な水辺空間であることを活かし、市民や来訪者がふれあい、交流することができる機能性の向上を図ります。

■防災の視点

■河川美化（景観）の視点

■水辺の活用の視点

■エリア別土地利用構想図（第4次）



2. 都市構造の基本方針

※内容、図表ともに検討中

(1) 都市構造の方向

都市機能等の効率的な配置やその連携による一体的な市域を形成していくため、地域の都市的な機能を向上させる「都市核」、広域道路網を活かした産業機能の誘導と集積を図る「産業交流拠点」並びに、農業を主体としたものづくり産業の機能の誘導と集積を図る「農業交流拠点」、自然や歴史的資源等を活かし交流とにぎわいを促す「人の交流拠点」を定めるとともに、京都府内はもとより、近隣府県との「交流軸」を確立することと併せ、これら交流軸と生活道路を有機的に結ぶ交通ネットワークの形成を図ります。

(2) 都市核、交流核の考え方

■ 「○○拠点」を新たに位置づける。
→ 「産業交流拠点」、「農業交流拠点」

① 都市核

JR4 駅周辺を「都市核」と位置付け、それぞれの地域の特性に応じた都市機能や生活機能等の集積と充実により、効率的で高い機能性と快適性を備えた活力あるまちづくりを目指します。

また、都市核間の連携を進めるとともに、市民と来訪者の交流を促し、にぎわいの創出を図ります。

② 産業交流拠点

広域道路網を活かした産業機能の誘導と集積を図ります。

③ 農業交流拠点

広域道路網を活かし、農業を主体としたものづくり産業の交流拠点として機能の誘導と集積を図ります。

④ 人の交流拠点

ア. 憩いとにぎわいの交流拠点

亀山城址周辺や桂川高水敷周辺、保津川下り乗船場周辺、トロッコ亀岡駅周辺、丹波国分寺跡周辺、亀岡運動公園周辺、**府立京都スタジアム**周辺、湯の花温泉周辺などを「憩いとにぎわいの交流拠点」と位置付け、市民や来訪者が歴史や自然、**スポーツ**、温泉などとのふれあいと交流を通じて、健康を育み、憩いを楽しめ、にぎわいのある場としての機能向上を図ります。

イ. 学びの交流拠点

ギャラリーかめおか、文化資料館、図書館、京都先端科学大学、交流会館周辺を「学びの交流拠点」と位置付け、市民に開かれた学びの拠点として、楽しく学び、交流できる場としての機能向上を図ります。

(3) 交流軸の考え方

① 広域交流軸

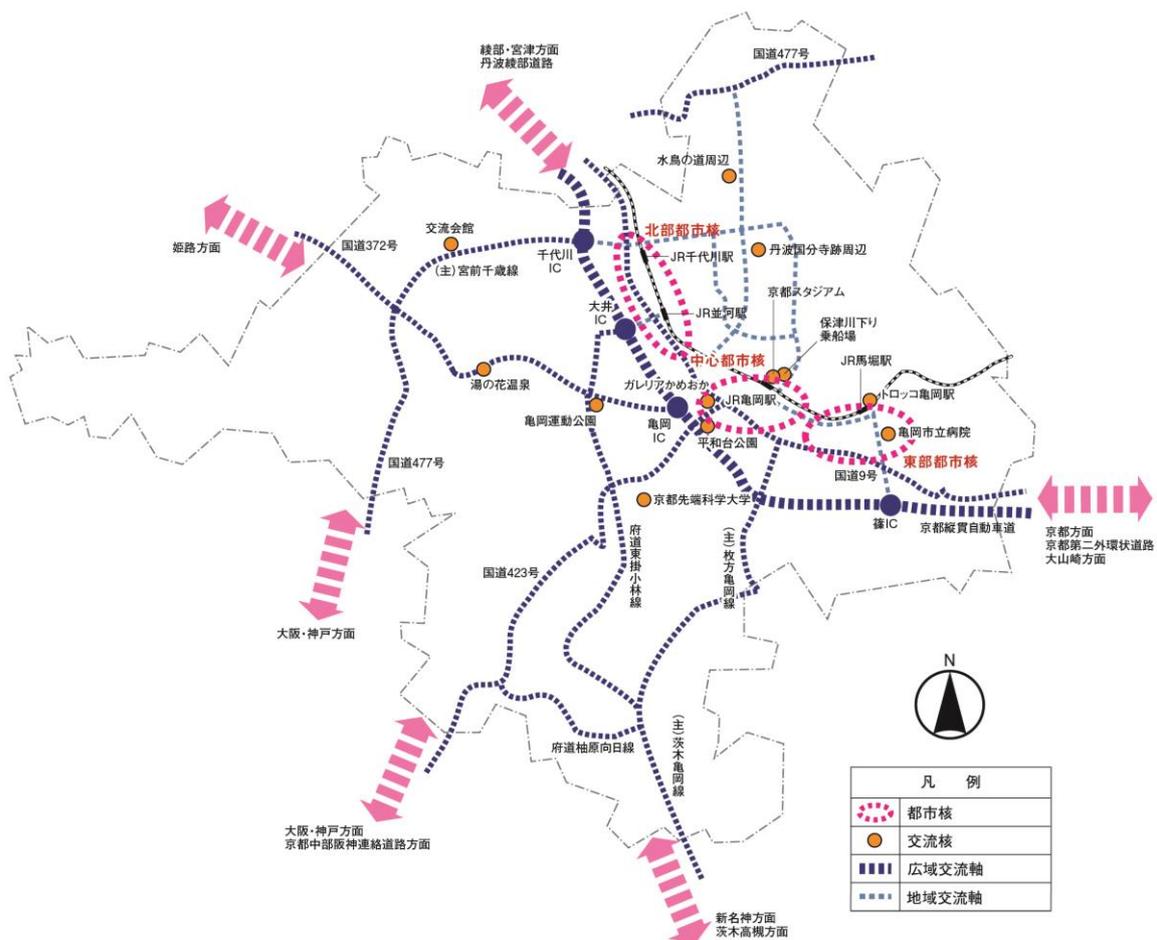
本市と国土軸を結ぶ京都縦貫自動車道、国道9号、山陰本線などの幹線軸、さらに本市と大阪・神戸都市圏を結ぶ国道423号、477号及び各府道、本市と姫路方面を結ぶ国道372号などを「広域交流軸」と位置付け、より広い地域との交流を活発に展開していくため、その整備と高速道路ネットワーク網の完成を関係機関に要請します。

また、本市と京都市を結ぶ国道9号のダブルルート化と、本市と京阪神地域を結ぶ鉄路の充実に向け関係機関への要請に努めます。

② 地域交流軸

市民や来訪者の利便性を高めるため、各都市核との連携をさらに深め、また交流核の機能強化につながる多様な「地域交流軸」の整備に努めます。

■都市構造図（第4次）



3. ゾーン別地域振興の方向

(1) 地域振興の方向

本市は、地形的に桂川に沿う低平地部と山地部及びその中間にある段丘や扇状地に区分することができ、古くから保津川の水運と山陰道が交通の大きな役割を果たし、これらに沿って市街地の基礎が形成されてきました。基本的な都市構造は継承され現在に至っています。

また、その中心部分を包み込むように田園が広がる川東部と森林に恵まれた西南部の地域が広がっています。

こうした構造から、市域を「潤いと実りのゾーン（川東ゾーン）」「にぎわいと街のゾーン（街のゾーン）」「交流とふれあいのゾーン（西南部ゾーン）」の3つのゾーンに区分し、地域の多様性と個性を尊重しながら、それぞれの役割と機能分担、さらにはゾーン相互の連携により各ゾーンの振興を図ります。

(2) 各ゾーンの考え方

① 潤いと実りのゾーン（川東ゾーン）

■概ね桂川の北東に位置するゾーン

比較的まとまった優良農地が集積するゾーンとして、地産地消の展開も踏まえた体験農業等の推進や農業生産体制の強化を図ります。

また定住促進と交流の促進を目指し、悠久の歴史・文化資源や自然環境を活かしたゾーンの振興を図ります。

■振興方針

- ・ 地域幹線道路の整備とバス路線等公共交通の機能向上
- ・ 優良農地を活かした農業振興及び交流機能の向上
- ・ 河川空間などの自然環境や地域資源を活かした観光・レクリエーション機能の向上
- ・ 森林・河川及び農地等の環境保全とふるさと景観の保全
- ・ 農林業と調和のとれた定住促進に向けた地域住民の取組を支援

■土地利用規制に限らず定住促進に向けた地域住民の取組を支援する観点を追加

② にぎわいと街のゾーン（街のゾーン）

■概ね山陰本線・国道9号を中心に広がる市街地のゾーン

概ね市街化区域のゾーンとして、多世代が共生しながら街なかで居住できる住宅地域の整備促進や、にぎわいのある中心市街地の活性化を図ります。また、誰もが快適に移動できるまちづくりを進めるなどのゾーンの振興を図ります。

■振興方針

- ・ 京都市方面等へのアクセス強化を目指した広域幹線道路の整備要請
- ・ 地域幹線道路の整備とバス路線等公共交通の機能向上
- ・ 駅周辺のにぎわいの創出など都市核機能の向上
- ・ 文化施設などの地域資源を活かした観光・レクリエーション機能の向上
- ・ 良好な住宅地域の誘導

- ・ 河川の環境保全と景観行政の推進
- ・ 企業誘致の促進と既存立地企業の活性化とこれに係る土地利用転換の誘導

③ 交流とふれあいのゾーン（西南部ゾーン）

■概ね京都縦貫自動車道の西南部に位置するゾーン

森林や里山、温泉、学習の場など多様な地域資源を有したゾーンとして、これらの交流機能を活かし、多様なレクリエーションを楽しめる環境整備を図ります。また豊かな農林資源を活用し、定住促進と阪神地域との交流の促進を目指したゾーンの振興を図ります。

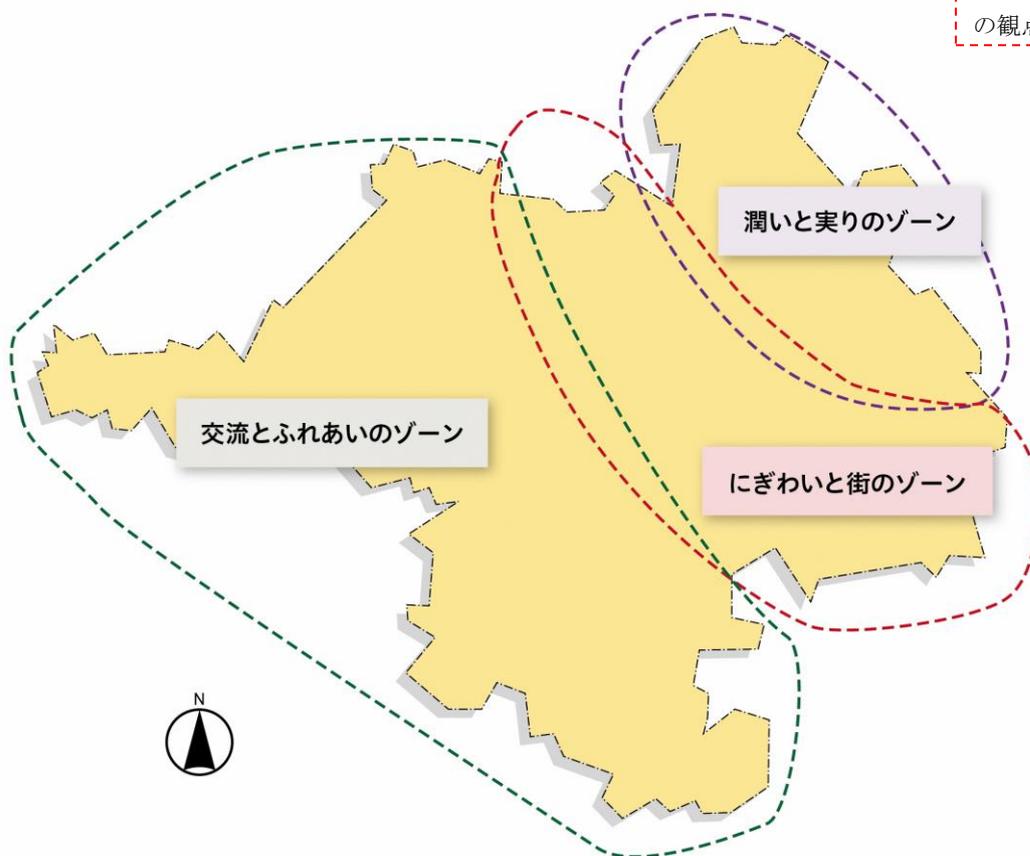
■振興方針

- ・ 阪神方面へのアクセス強化を目指した広域幹線道路の整備要請
- ・ 地域幹線道路の整備とバス路線等公共交通の機能向上
- ・ 浄化槽設置促進による水洗化率の向上
- ・ 水道未普及地域の飲料水確保に関する支援
- ・ 温泉地や伝統文化などの多様な地域資源を活かした観光・レクリエーション機能の向上
- ・ 森林・河川及び農地等の環境保全及び農林業の振興
- ・ 学びの交流核との連携による環境学習機会の提供
- ・ 農林業と調和のとれた定住促進に向けた地域住民の取組を支援
- ・ 地域の特性に応じた土地利用の推進

■ 地域の特性に応じた方向性に変更

■ 土地利用規制に限らず定住促進に向けた地域住民の取組を支援する観点を追加
 ■ 地域の特性に応じた土地利用の観点を追加

■ゾーン区分図（第4次）



第3部 重点テーマ

1. 子育てしたい、住み続けたいと思えるまちへ

【考え方】：人口減少要因である少子化、若年層の転出超過を踏まえ、重点的に取り組む。

2. スポーツ、歴史・文化、観光の魅力で産業が活性化するまちへ

【考え方】：スタジアムを核としたまちづくりを進めるとともに、大河ドラマを契機とした歴史文化の魅力の発信や3大観光を軸としたにぎわいの創出、交流人口の増加のみに留まらず産業の活性化による地域経済効果の創出に取り組む。

3. 環境先進都市の実現で世界に誇れるまちへ

【考え方】：平成24年に内陸部の自治体では初めての開催となる「海ごみサミット」の開催をはじめ、「プラスチックごみゼロ宣言」など、保津川をはじめとする自然景観や市民の生活環境、観光、多様な生態系に影響を及ぼす地球規模での海洋プラスチック汚染を身近な問題と捉え、自然環境の保全と地域経済の活性化に一体的に取り組む。

4. セーフコミュニティ、多文化共生によりだれもが安心して暮らせるまちへ

【考え方】日本初のセーフコミュニティ国際認証都市として、市民協働で取組を継続していくとともに、市内企業への外国籍就労者の増加に対し、国籍に関わらず、互いを認め合い、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指す。

※ まちづくり指標の設定を検討

第4部 施策の基本方針〔施策の大綱〕

～みんなで取組もう～

目指す都市像を実現するための、分野別の基本方針（施策の大綱）を次のように定めます。

第1

互いを認め合う、ふれあいのまちづくり

誰もが互いを尊重し、認め合いながら、いつまでも幸せに住み続けられる、人権と平和が根づくまちづくりを進めます。

また、誰もが性別や国籍等に関わりなく、自分の個性や能力を発揮し、共に生き、支え合い、ふれあいのあるコミュニティづくりを進めます。

さらに、市民と行政がパートナーシップと適切な役割分担のもと、協力し合いながら地域課題の解決に向けて取組み、互いに成長していく協働のまちづくりを進めます。

互いを認め合う、ふれあいのまちづくり

人権尊重・平和

男女共同参画

コミュニティ・市民協働・移住定住

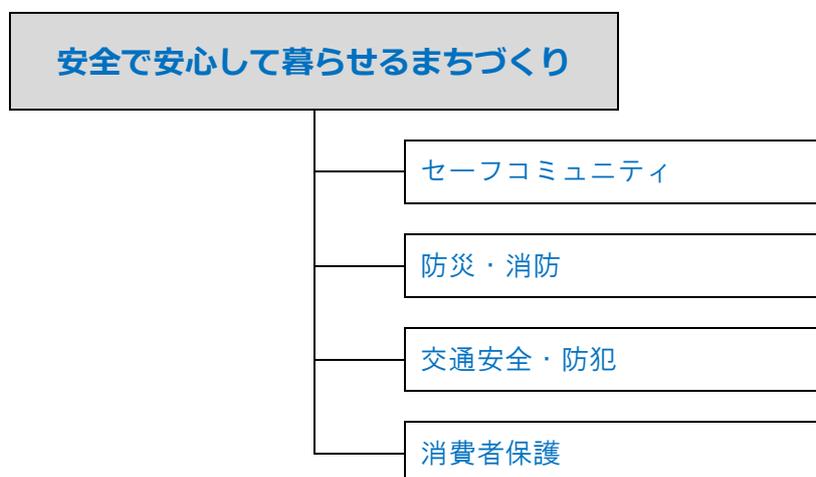
国際交流・多文化共生

第2 安全で安心して暮らせるまちづくり

市民の安全が守られ、誰もが安心して暮らせるまちを目指し、地域の安全をみんなで守るセーフコミュニティ活動を推進します。

また、市民の生命と財産を守るため、事前防災・減災の考え方に基づく地域の強靭化を図るとともに、予期せぬ事態に迅速に対応できる防災・消防体制の整備を進めます。

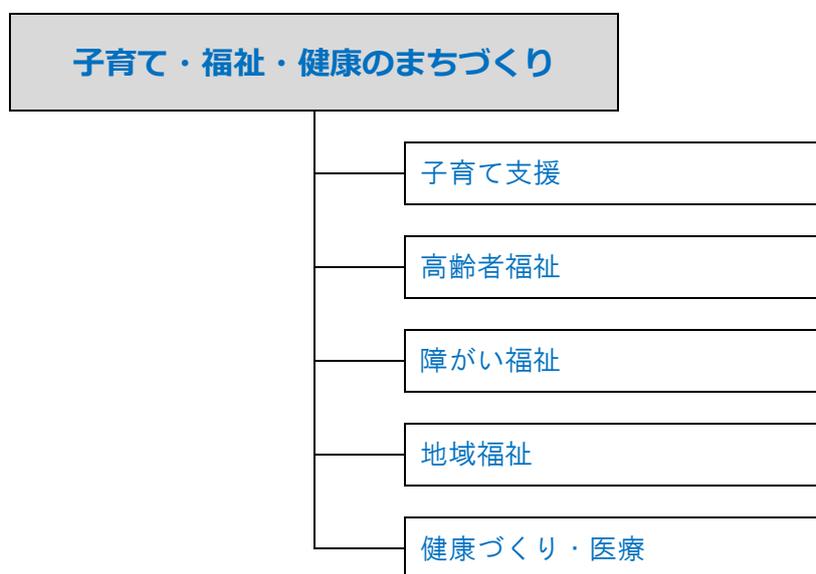
さらに、事故や犯罪被害を未然に防ぐ取組として、交通安全や防犯、消費者保護など様々な安全対策を市民・事業者との協働によって進めます。



第3 子育て・福祉・健康のまちづくり

子育て世代が、安心して子どもを産み育てられる環境づくりと併せ、子どもの権利を守り未来を担う子どもたちが健やかに育つことができるまちづくりを進めるとともに、高齢者・障がいのある人の自立した生活を支えるため、保健・医療・福祉・介護の連携強化を図ります。

また、身近な地域で支え合う地域福祉の促進や、誰もが健康で安心して、いきいきと暮らせるまちを目指し、市民や地域の主体的な健康づくりへの支援や安心して医療にかかることができる医療体制の充実を図ります。



第4

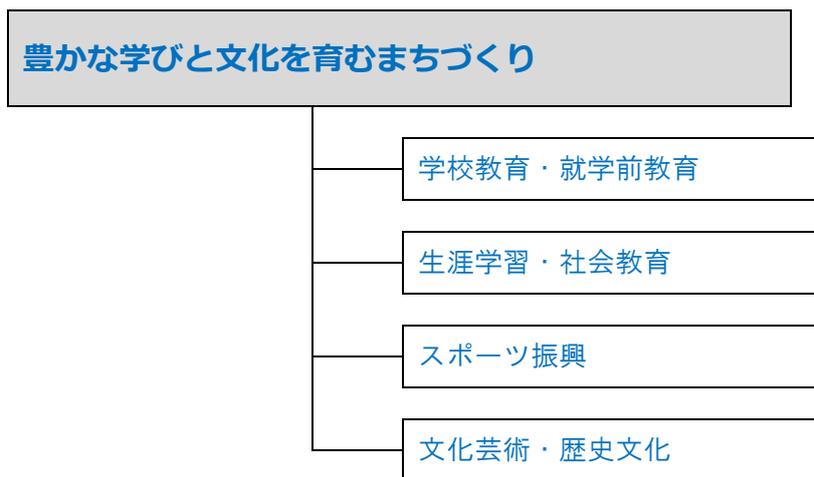
豊かな学びと文化を育むまちづくり

子どもの心身の健康と確かな学力の向上を図るとともに、安全・安心な教育環境を整備することにより、教育の連続性の中で心豊かでたくましく生きる力や郷土愛を育む教育を進め、外国語教育や環境教育、プログラミング教育を通じ、世界で活躍できるグローバルな人材の育成を目指します。

また、誰もが生涯を通じて学び、個性や感性を磨き、その成果が活かすことができるよう、生涯学習拠点を活用した生涯学習のまちづくりを進めます。

併せて、社会教育の活動相互のネットワーク化を進めるとともに、「する」「みる」「ささえる」スポーツへの市民参画を促進し、スポーツによる地域活性化につなげます。

さらに、本市の歴史文化を守り、文化財の保存・活用等を通じた新たな文化の創造と振興を図ります。

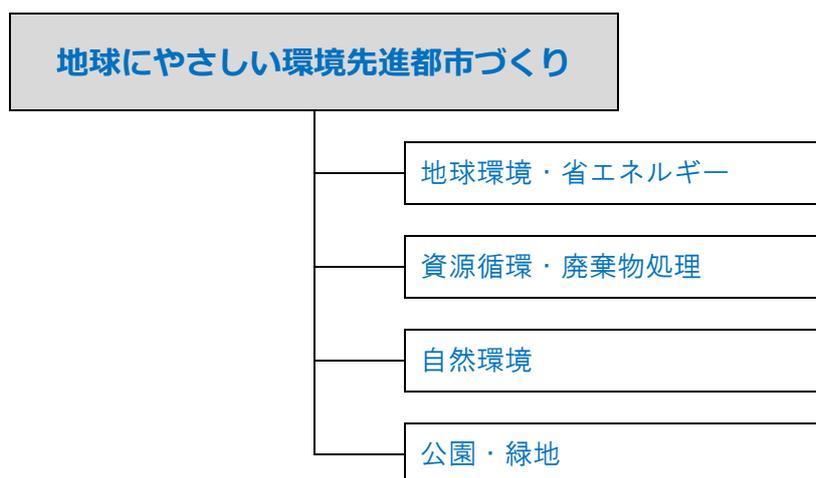


第5 地球にやさしい環境先進都市づくり

美しく豊かな水と緑に恵まれ、アユモドキを始めとする多様な生態系を有する本市の自然環境を守るため、海洋汚染や地球温暖化など地球規模の環境問題を身近なものとして、2030年までに使い捨てプラスチックごみゼロのまちを目指す取組みをきっかけとして、地域資源を活用した地産地消や低炭素のまちづくりを推進します。

併せて、ごみの減量や再資源化などをみんなで考え取組む、持続可能な循環型のまちづくりを目指します。

さらに、暮らしの豊かさや快適性を創造するため、誰もが憩い、集える公園・緑地づくりを目指します。



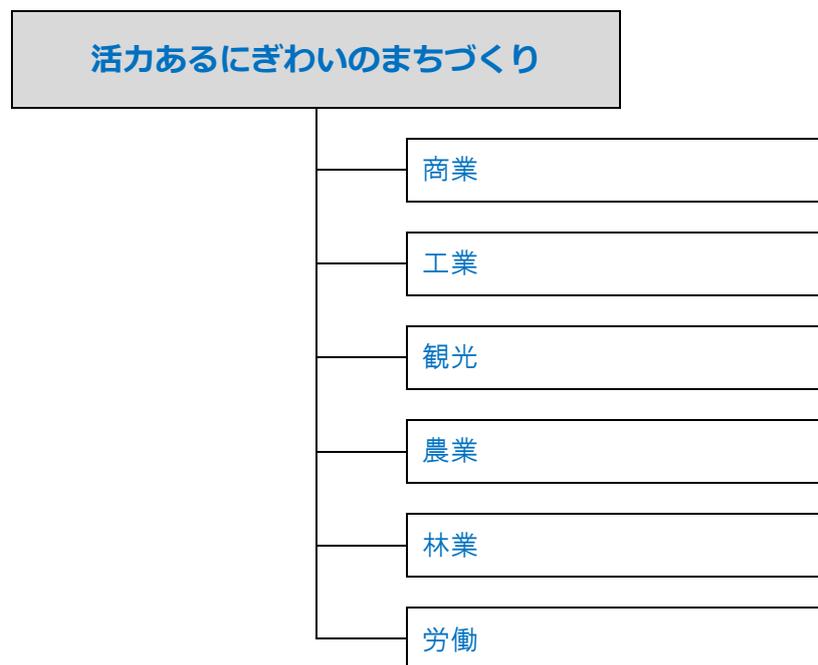
第6 活力あるにぎわいのまちづくり

地域経済の活性化に向けて、既存商店街や中小企業の振興を図るとともに、企業立地促進条例等を活用した市内企業の事業拡大への支援や新たな企業誘致、起業支援及び雇用創出を積極的に進めます。また、就労相談などの開催により、市民の安定した暮らしを支援します

自然、歴史、食などの豊かな地域資源のネットワーク化などによって、多様なニーズに対応した観光振興を図り、府立京都スタジアムを核としたまちのにぎわいを創出します。

日本一の京野菜の産地である本市の農業分野においては、担い手づくりとほ場整備事業、農地中間管理事業等の活用により、大区画ほ場を整備することで、耕作放棄地の解消や利用集積を図る優良農地の整備・保全を積極的に進めるとともに、地産地消の推進、安全・安心な農産物の生産振興、地域営農体制の確立等を図り、「がんばる元気農業のまち」を目指します。

併せて地域・企業・行政の協働により、森林整備や環境・景観保全・防災対策の観点から、森林の適切な管理と保全に努めるとともに、地域の基幹産業である商工業・観光・農林業との連携を強化し、相乗効果が得られる多様な取組を進めます。



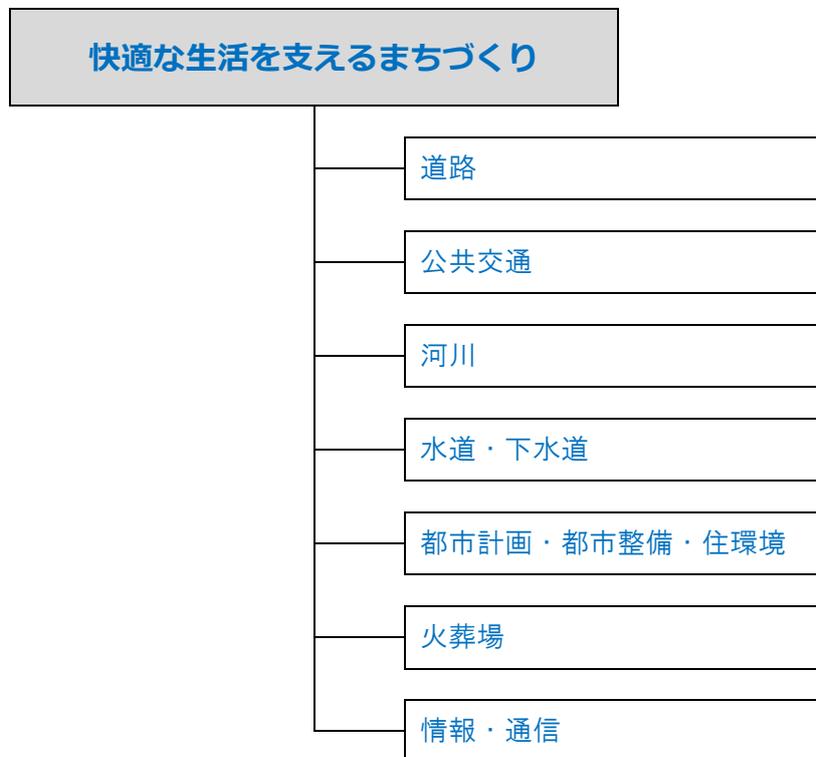
第7 快適な生活を支えるまちづくり

近隣市町や京阪神からの来訪者や資本の流入を促すとともに、防災安全対策としての安定的な道路ネットワークの確保のために、広域幹線道路の整備促進に向けた取組や、市内において市街地と周辺地域などを結ぶ地域幹線道路の整備を進めます。

併せて、子どもから高齢者まで誰もが安心して快適に利用できる公共交通の充実や、JR各駅周辺の都市機能の充実による快適性の向上とにぎわいの創出を図ります。

また、適正な河川の管理、安全・快適なまちを支える水道、下水道の基盤づくりを進めるとともに、人にやさしく、美しい、潤いのある街の創造、自然・田園・歴史的まちなみ等の心やすらぎ景観の保全・形成や、市民が利用しやすい火葬場の整備を進めます。

さらに、情報化社会に対応する情報通信技術を効果的に活用した取組を進めます。



第8 効率的で持続可能な行財政運営

社会経済情勢の変化や多様な行政課題に的確に対応するため、行財政改革方針に基づく行政運営の効率化や協働化と財政運営の健全化により計画を推進します。

そのため市民への行政情報の提供と公開を一層進めるとともに、限られた財源を適切に配分し最大の行政効果を上げることができるよう、事務事業等の検証と見直しを行うとともに、ICTやRPAなど先端技術を活用した業務改善を行います。

さらに、新たな自主財源の検討や公共施設の最適化など、公有財産の有効活用と遊休財産の処分等を進め、中長期の視点に立った健全な財政運営を進めます。

また、行政課題に迅速に対応できる柔軟で簡素な組織づくりと、職員の意識改革・人材育成を進めます。

さらに、近隣市町との交流・情報交換など連携強化を図り、スケールメリットによる効率的な広域行政を進めます。

